

議案第72号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表選挙長職務代理者の項を削り、同表選挙立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表開票管理者の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表開票管理者職務代理者の項を削り、同表開票立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800」を「14,500」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300」を「12,800」に改め、同表投票管理者職務代理者の項を削り、同表投票所の投票立会人の項中「10,900」を「12,400」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600」を「10,900」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。